

熊本県告示第471号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成17年4月13日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 委託の内容
熊本県健康センター条例第7条第1項に規定する使用料
- 2 委託の相手方
財団法人熊本県成人病予防協会 熊本市東町四丁目11番2号
- 3 委託する日
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- 4 契約締結日
平成17年3月18日

公 告**熊本県公告第296号**

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第6項の規定に基づき水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を次のとおり公表する。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画
我が国周辺水域においては、漁獲努力量の過剰、各種産業活動に伴う漁場環境の悪化等により、水産資源は総じて低位に推移している状況にあります。

そこで、国は、平成13年に「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」を基本理念とする水産基本法を制定し、環境との調和に配慮した水産動植物の増殖の推進を図るため、水産動物の種苗の生産、放流の推進等の必要な施策を講じることとしました。また、同法においては、漁業者等は基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとするとともに、遊漁関係者は国などが行う水産に関する施策の実施について協力しなければならないと定めています。

さらに、平成14年には、同法に基づいた水産基本計画を定め、水産動植物の増殖については、生態系への影響に配慮しつつ、種苗生産技術の開発、コストの低減等により、種苗生産及び放流を推進するとともに、種苗放流効果の検証等を踏まえ、受益者による適切な費用負担の実現を図ることとしました。また、緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に、積極的な資源培養、漁場環境の保全等を内容とする資源回復計画を作成するとともに、それに基づく具体的な取組を総合的に推進することとしました。

本県では、平成12年6月に熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと」を策定し、水産分野の基本施策に「豊かな海づくりと魅力ある水産業の振興」を掲げました。また、有明海・八代海における赤潮によるノリ及び魚類養殖に対する大規模な被害の発生や漁業生産量の減少といった問題に対処するために「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が平成14年に制定されたことを受けて、平成15年3月には「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」を策定しました。さらに、平成16年3月には「熊本県水産業振興基本構想～豊かな海づくりと魅力ある水産業の振興～」を策定し、栽培漁業を含めた水産業の振興に取り組んでいるところです。

栽培漁業とは、水産動物の減耗が最も激しい卵から幼稚仔の時期を人間の管理下において種苗を生産し、これを天然の水域へ放流した上で適切な管理を行い、対象とする水産動物の資源の持続的な利用を図ろうとするものであり、つくり育て管理する漁業の中核をなすものです。すなわち、栽培漁業は対象種の水産資源への加入量を積極的に増加させるだけでなく、放流水域における育成管理を通じ、対象種以外の水産動物をも包括した資源管理の展開を促進し、水産資源の安定化と増大に資することを目的としています。

水産基本法においては、基本理念の一つである「水産物の安定供給の確保」を達成するための方策として、栽培漁業は漁業者のみならず国民全般のための施策の一つであると捉えられています。さらに、「水産業・漁村の持つ多面的な機能」について、国民の理解と関心を深めるとともに、これら機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようになるため、必要な施策を講じることと定めています。

現在、栽培漁業は、種苗生産運営のための多くの経費を漁業者等からの負担金で賄っていますが、栽培漁業のもつ公益性について広く県民に周知し、理解を得るよう努めるとともに、今後はその費用負担のあり方についても検討を進めていきます。

以上のような背景を踏まえ、本県は、水産資源の維持管理を促進するとともに、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に資するため、水産基本法の理念及び沿岸漁場の整備開発法に基づいて次のとおり計画を定め、栽培漁業を計画的かつ効果的に推進し、「豊かな海づくりと魅力ある水産業の振興」の実現に向けて取り組んでいきます。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

県、市町村、漁業団体、指定法人である（財）熊本県栽培漁業協会（以下「関係機関」という。）及び漁業者は、本県の水産資源の状況、地域の要望、量産技術の開発状況等

- を勘案しながら、海域の特性に合った魚介類を効果のある大きさ及び数量で継続的に放流することによって、沿岸漁場の生産力の維持拡大を図ることとします。
- 多種苗の放流に当たっては、天然水域への疾病伝播を防止することはもとより、遺伝的多様性、水域の生態系にも配慮するなど「責任ある栽培漁業」の推進に努めます。
- 1 種苗放流の合理性の検討
本県における栽培漁業対象種の選定に当たっては、海域の特性、社会経済的な要請、資源状況、漁獲実態、生態系への配慮、技術開発の進捗状況等から、その適性を十分検討します。また、種苗生産・育成施設の能力、資源回復計画、地域の事情等を踏まえ、優先順位をつけて対象種の重点化を図ります。
 - 2 対象資源に応じた放流計画
県の範囲を越えて移動する、もしくは他県と共通の漁場で漁獲される魚種（以下「広域種」という。）及び主に県内市町を越えて移動する魚種（以下「地域種」という。）の放流については、関係機関及び漁業者から構成する栽培漁業地域展開協議会が主体となつて、放流効果を把握しながら計画的に実施します。また、関係県と共同で調査を行うなど、放流生態、資源の利用実態等を把握した上で、放流する水産動物の種類や数量の県間の配分に係る検討を含めた協力体制の確立に努めます。
主に市町もしくは地先内を移動する魚種（以下「地先種」という。）の放流については、放流の実施主体である市町・漁業協同組合等が主体となつて、放流効果を把握しながら計画的に実施します。
種苗生産の基礎技術から量産技術の開発を行う「育成研究対象種」については、その技術が確立した段階で、放流技術の開発並びに放流計画の検討を行います。
資源回復計画が策定された種については、同計画と連携した放流を実施します。
 - 3 種苗の生産及びその効率化
水産動物の種苗の生産に当たっては、天然魚の形質に近く、自然環境への適応能力を有する良質な種苗の大量生産を推進します。また、疾病等の発生及びまん延を防止するために日常の飼育管理の徹底を行うとともに、種苗生産施設からの汚濁負荷等の防止に努めます。
特に、種苗の大量生産が可能となった水産動物は、種苗の質的向上を一層図るとともに、生産技術の安定化及び平易化並びに種苗生産の効率化を通じた経費の低減に努めます。
 - 4 生態系への配慮
種苗の生産、放流等に当たっては、遺伝的多様性への影響、天然系群への影響等に配慮するよう努めます。
さらに、放流用種苗の遺伝的多様性の確保等に必要となる措置について、国、独立行政法人水産総合研究センター（以下「独法水研センター」という。）等と検討を行い、必要に応じて種苗生産機関に適切な指導を行います。また、関係機関は、協力して情報収集、技術開発等に努めるとともに、その成果の普及に努めます。
 - 5 効果的な種苗放流と放流効果の実証体制の整備
 - (1) 放流に適したサイズの確保等を行うため、対象種の特性と地域の実態に即した中間育成体制の整備に努めるとともに、放流後の減耗が最少となるよう努めます。
 - (2) 放流効果の科学的な実証に努めるとともに、そのために必要な数の標識魚を放流するよう努めます。
 - (3) 放流魚の回収率等の放流効果について調査・分析するとともに、漁獲状況、移動範囲等を把握することで、より効果的な放流が実施できるよう適切な進行管理に努めます。
 - (4) 県の範囲を越えて移動する栽培漁業対象種については、国が設置する広域的な協議会等を活用し、他県との連携に努めます。
 - (5) 以上のような放流効果発現の努力にもかかわらず、期待した効果が得られない魚種については、当該水産動物の種苗の生産及び放流並びに育成に係る計画全体を再検討します。
 - (6) 沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し、尊重します。
 - 6 栽培漁業対象種の資源管理の促進
放流した種苗は、同種の天然魚と混合し、資源へ加入することになることから、栽培漁業の効果が発現させるためには、天然魚を含めた適正な資源管理を行うことが必要です。このことから、漁業者の自主的な資源管理や資源回復計画との連携を図るとともに、漁業者のみならず、遊漁者に対してもこれらの情報を伝達し、連携を図りながら資源管理の推進に努めていきます。
 - (1) 放流する水産動物の種苗の育成・管理効果について、関係機関は関係漁業者等の理解を深め、育成環境の整備、放流水域での操業の自粛等の合意形成や栽培対象種の育成場として重要な水面における操業規制等について指導し、適切な資源の利用方策等の普及に努めます。
 - (2) 漁業者等による放流魚の資源管理が着実に実施されるよう、情報交換、調査の実施及び放流効果の実証体制の維持・強化を行います。また、放流に当たっては対象水域及び放流効果の他漁業者及び遊漁者との話し合いが十分に行われるよう努めます。
 - (3) 資源回復計画が策定された栽培漁業対象種については、同計画における漁獲努力量の削減等との連携に努めます。
 - (4) 藻場、干潟の保全に努め、これらの機能を活用することによって栽培漁業が効果